

令和元(2019)年度上期 栃木支部事業実施報告

令和元年度上期 事業実施状況（栃木支部）

	具体的施策等	実施状況
1. 基盤的保険者機能関係	<p>＜基本方針＞</p> <p>基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築し、業務の生産性の向上を目指す。</p> <p>1. 現金給付の適正化の推進</p> <p>(1) 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。</p> <p>②不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化PTにおいて支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を行う。</p> <p>(2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①システムで抽出される併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3カ月以内に併給調整処理を確実に行う。</p> <p>②傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。</p>	<p>1. 現金給付の適正化の推進</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①資格取得後3ヶ月以内の傷病手当金、資格取得後6ヶ月以内の出産手当金については、雇用契約書等を確認することにより資格取得が適正かどうか重点的に審査を行った。</p> <p>②保険給付適正化PT会議については、支給の適否を適切に判断した。なお、立入検査の実施はなかった。また、社会保険労務士からの情報提供により、不正行為の申請により給付を行った事案が1件判明した。保険給付適正化PTに諮り、返還金の請求及び、被害届提出に向け、警察に相談を行っている。</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①進捗確認を複数で行い、遅延することなく確実に処理を行った。</p> <p>②広報誌や社会保険事務説明会を通じて、傷病手当金と年金との併給調整について周知を行った。</p>

具体的施策等	実施状況																								
<p>③傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。</p> <p>2. 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。 ・内容点検については、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 <p>■ KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく点検を実施して、加入者一人当たりの効果額は前年度を上回る額とする。</p> <p>②内容点検については、PDCAサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率(レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額)について、前年度を上回る率とする。</p>	<p>③労災保険の休業補償給付の受給について、労働基準監督署への定期的な照会が実施されていなかったため、責任者を決め管理体制を構築した。</p> <p>2. 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>■ KPI: 査定率 第1四半期</p> <table border="1" data-bbox="1189 711 2040 1062"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">栃木支部</th> <th colspan="2">全国</th> </tr> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>査定率(基金)</td> <td>0.195%</td> <td>0.205%</td> <td>0.282%</td> <td>0.270%</td> </tr> <tr> <td>査定率(協会)</td> <td>0.151%</td> <td>0.132%</td> <td>0.105%</td> <td>0.090%</td> </tr> <tr> <td>査定率(合算)</td> <td>0.346%</td> <td>0.337%</td> <td>0.387%</td> <td>0.360%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【具体的取組み】</p> <p>①資格・外傷点検は、点検事務手順書による統一的な事務処理を行い、効率的・効果的な点検を行っている。</p> <p>②内容点検は、行動計画により、毎月の進捗管理の検証と対策を行い、効果額の向上を図った。また、KPI(支払基金と合算したレセプト点検の査定率)は、支払基金と協力連携が必要のため、支払基金との協議の中で継続して協力連携を依頼している。</p>		栃木支部		全国		30年度	元年度	30年度	元年度	査定率(基金)	0.195%	0.205%	0.282%	0.270%	査定率(協会)	0.151%	0.132%	0.105%	0.090%	査定率(合算)	0.346%	0.337%	0.387%	0.360%
	栃木支部		全国																						
	30年度	元年度	30年度	元年度																					
査定率(基金)	0.195%	0.205%	0.282%	0.270%																					
査定率(協会)	0.151%	0.132%	0.105%	0.090%																					
査定率(合算)	0.346%	0.337%	0.387%	0.360%																					

具体的施策等	実施状況
<p>③効果的な内容点検を実施するための勉強会を開催し、点検員のスキルアップを図る。</p> <p>3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる※「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする <p>【具体的取組み】</p> <p>①加入者への文書照会については、多部位施術（3部位以上）または頻回傾向施術（1カ月あたり10～15回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。</p> <p>②加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化PTを経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。</p> <p>4. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 <p>【具体的な取組み】</p> <p>①施術を受ける際に医師の同意書が必要である旨や受領委任の取扱規程に示された様式使用が必要である旨を周知するため、</p>	<p>③薬剤師と歯科医師による勉強会を毎月計9時間実施して、点検員のスキルアップに役立てている。</p> <p>3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>■KPI：申請割合 1.38%（H30.4～R1.8）</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①患者照会の対象を「3部位かつ10日以上」、「部位ころがしの疑われる施術所」「3ヶ月以上の長期施術」と定め、照会範囲を拡大させた。</p> <p>実績（R1.7まで）：照会件数 3,632件 照会率 2.65 （3部位かつ15日以上 1,373件）</p> <p>②加入者への文書照会の結果、不正請求が疑われる案件はなかった。</p> <p>4. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①広報誌や社会保険事務説明会を通じて、受領委任制度実施について周知を行った。</p>

具体的施策等	実施状況																								
<p>加入者及び施術者に対し受領委任制度実施に関する広報を行う。</p> <p>②医師の再同意の確認を徹底する審査を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。</p> <p>5. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <p>(1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p> <p>■ KPI: 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする</p> <p>■ KPI: 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行う。</p> <p>②資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対し、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書等にて行う。</p> <p>③日本年金機構への回収率向上の依頼、社会保険労務士への保険証早期回収の依頼を引き続き行う。</p>	<p>②医師の再同意の確認を徹底して審査を行った。不正が疑われる案件はなかった。</p> <p>5. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <p>■KPI: 資格喪失後1か月以内の保険証回収率</p> <table border="1" data-bbox="1182 711 2047 860"> <thead> <tr> <th>喪失年月</th> <th>回収対象枚数</th> <th>回収枚数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30.4~H30.8</td> <td>36,295枚</td> <td>33,672枚</td> <td>92.77%</td> </tr> <tr> <td>H31.4~R1.8</td> <td>34,973枚</td> <td>33,209枚</td> <td>94.96%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■KPI: 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合</p> <table border="1" data-bbox="1182 908 2047 1056"> <thead> <tr> <th>基金審査月</th> <th>医療給付費</th> <th>返納金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30.3~H30.6</td> <td>24,864,161,210円</td> <td>22,412,139円</td> <td>0.090%</td> </tr> <tr> <td>H31.3~R1.6</td> <td>25,728,652,720円</td> <td>19,176,728円</td> <td>0.075%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【具体的取組み】</p> <p>①令和1年8月分納入告知書に保険証回収強化にかかるチラシを同封し事業所へ送付した。</p> <p>②保険証未回収の再催告対象者が所属していた565事業所宛に、保険証回収にかかる注意喚起に関する文書を送付した。</p> <p>③日本年金機構へ保険証回収率向上及び届書に保険証が添付されていない場合は、被保険者証回収不能届の提出強化依頼を行った。</p>	喪失年月	回収対象枚数	回収枚数	回収率	H30.4~H30.8	36,295枚	33,672枚	92.77%	H31.4~R1.8	34,973枚	33,209枚	94.96%	基金審査月	医療給付費	返納金額	割合	H30.3~H30.6	24,864,161,210円	22,412,139円	0.090%	H31.3~R1.6	25,728,652,720円	19,176,728円	0.075%
喪失年月	回収対象枚数	回収枚数	回収率																						
H30.4~H30.8	36,295枚	33,672枚	92.77%																						
H31.4~R1.8	34,973枚	33,209枚	94.96%																						
基金審査月	医療給付費	返納金額	割合																						
H30.3~H30.6	24,864,161,210円	22,412,139円	0.090%																						
H31.3~R1.6	25,728,652,720円	19,176,728円	0.075%																						

具体的施策等	実施状況												
<p>④被保険者証回収不能届受付後 1 週間以内に、保険証の回収状況を確認し、未回収者に対し電話催告等を行う。</p> <p>(2) 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p> <p>■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①返納金債権の早期回収のため、文書・電話・訪問による催告を強化するとともに、法的手続きによる回収を積極的に行う。</p> <p>②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。</p> <p>③損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。</p> <p>6. サービス水準の向上</p> <p>・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p>	<p>④被保険者証回収不能届受付後 1 週間以内に、保険証の回収状況を確認し、未回収者 365 名に対し電話催告を行った。</p> <p>■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率</p> <table border="1" data-bbox="1182 564 2047 715"> <thead> <tr> <th>調定月</th> <th>返納金額</th> <th>回収金額</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30. 4~H30. 8</td> <td>24, 708, 359 円</td> <td>6, 589, 532 円</td> <td>26. 67%</td> </tr> <tr> <td>H31. 4~R1. 8</td> <td>21, 126, 847 円</td> <td>8, 125, 386 円</td> <td>38. 46%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【具体的取組み】</p> <p>①返納金債権の早期回収のため、文書・電話・訪問による催告を強化するとともに、法的手続きによる回収を積極的に行い、13 件実施した。</p> <p>②資格喪失後受診による返納金について、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、34 件実施した。</p> <p>③損害賠償金債権について、納付期限管理を徹底し、確実な債権回収に努めた。</p> <p>6. サービス水準の向上</p>	調定月	返納金額	回収金額	回収率	H30. 4~H30. 8	24, 708, 359 円	6, 589, 532 円	26. 67%	H31. 4~R1. 8	21, 126, 847 円	8, 125, 386 円	38. 46%
調定月	返納金額	回収金額	回収率										
H30. 4~H30. 8	24, 708, 359 円	6, 589, 532 円	26. 67%										
H31. 4~R1. 8	21, 126, 847 円	8, 125, 386 円	38. 46%										

具体的施策等	実施状況
<p>■ KPI：サービススタンダードの達成状況を 100%とする</p> <p>■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を 88.0%以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①事務処理手順書に則った業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>②加入者からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。</p> <p>③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール（業務マニュアルや事務処理手順書等）を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。</p> <p>④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話対応・窓口対応を行う。</p> <p>7. 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 <p>■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする</p>	<p>■KPI：サービススタンダードの達成状況 100%（R1.8まで）</p> <p>■KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率 82.9%</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①「業務習得項目表」により審査者の能力を把握し、処理能力の平準化を行った。</p> <p>②お客様からの苦情等は、朝礼、メール、回覧により職員に情報の共有化を行った。また、お客様満足度向上のため取り組みとして「電話対応チェックシート」を毎月実施し、チェックシートの結果は上司からフィードバックを行い、改善ポイントについて周知した。</p> <p>③勉強会、ミーティングを定期的に行い、統一的処理ルールの徹底、スキルの向上を図った。</p> <p>④郵送化促進のため、広報誌による周知、各申請書に郵送を促す内容のスタンプを押印した。また、電話対応の際のクロージングによる周知を行った。</p> <p>7. 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>■ KPI：限度額適用認定証の使用割合 84.4.%（R1.7まで）</p>

	具体的施策等	実施状況
	<p>【具体的取組み】</p> <p>①病院協会等を通じた医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行うとともに、レセプト内容を分析し、限度額適用認定証の使用頻度が低い医療機関に対しては、幹部職員が直接訪問し申請書の設置依頼を行う。</p> <p>②医療機関や市町村の窓口担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。</p> <p>8. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。</p> <p>②未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事務所等へ実態調査の依頼を行う。</p> <p>③高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。</p>	<p>【具体的取組み】</p> <p>①②医療機関（106 機関）に対し、限度額認定申請書の設置依頼及び利用促進を実施。また、レセプト内容を分析し、限度額認定証の使用頻度の低い医療機関に対して、幹部職員が直接訪問し申請書の設置依頼を実施。（上期：1 件実施 ※継続実施中）</p> <p>8. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>■ KPI：上期実績なし。</p> <p>※令和元年度の本事業は、9 月下旬より順次送付を行い、11 月 20 日を提出期限となっている。</p> <p>対象事業所数：19,496 事業所</p>

	具体的施策等	実施状況														
	<p>9. オンライン資格確認の利用率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認サービス利用医療機関の利用率向上に取り組む。 <p>■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①USB を配付している医療機関に対し、システム機能や活用方法をまとめたニュースレターを年に3回送付することで利用医療機関の拡大を図る。</p> <p>②USB の利用環境が無くなった等、利用状況に変更があった医療機関から USB を回収し、適切な管理を行う。</p>	<p>9. オンライン資格確認の利用率向上</p> <p>■ KPI：令和元年度平均利用率 52.8%（元年4月～7月平均） 達成率 121.9% 対前年比 +33.8%（元年4～7月平均 対 30年度平均）</p> <p><月別使用割合></p> <table border="1" data-bbox="1182 518 1910 659"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用割合 (%)</td> <td>47.3</td> <td>52.8</td> <td>54.9</td> <td>58.4</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【具体的取組み】</p> <p>①参加医療機関におけるサービス稼働率向上のため、ニュースレターによる利用勧奨を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月23日発送 75件 ・9月20日発送 57件 <p>②長期間利用の無い医療機関に対し、文書・電話にて辞退を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年上期の辞退等機関数 41 機関 <内訳> USB トークン回収 37 機関 USB 滅失届受付 4 機関 ・令和元年9月末の登録機関数 72 機関 (元年3月末 113 機関) 	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	使用割合 (%)	47.3	52.8	54.9	58.4	—	—
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月										
使用割合 (%)	47.3	52.8	54.9	58.4	—	—										

	具体的施策等	実施状況
2. 戦略的保険者機能関係	<p><基本方針></p> <p>戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。</p> <p>1. ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康諸表」健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズや PL 型健康度判定表を活用し、事業所の健康度の見える化をすることにより、とちぎ健康経営宣言事業等の健康経営の普及促進を図る。 <p>【具体的取組み】</p> <p>①関係団体と連携した広報や、メディア（テレビ・ラジオ・新聞）などを活用した広報、健康経営セミナーや説明会などを開催することによって、健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズ等による事業所の健康度の見える化の普及促進を図る。</p> <p>2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。（とちぎ健康21プラン2期計画）</p> <p>(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p>	<p>1. ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p> <p>13ページ以降に詳細を記載</p> <p>2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p>

具体的施策等	実施状況
<p>■ KPI：生活習慣病予防健診実施率を 61.5%以上とする 事業者健診データ取得率を 7.6%以上とする 被扶養者の特定健診受診率を 28.8%以上とする</p> <p>●被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：211,807 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 61.5% (実施見込者数：130,261 人) ・事業者健診データ 取得率 7.6% (取得見込者数：16,097 人) <p>●被扶養者（受診対象者数：58,595 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 28.8% (実施見込者数：16,875 人) <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新たな健診機関と委託契約を結び、加入者が受診しやすい環境を整える。 ②健診案内を分かりやすいものにするため支部独自のパンフレットを同封し、生活習慣病予防健診の申込み数を増やす。 ③健診機関や関係団体等と密な連携を図り、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えが進むよう共同して受診勧奨を積極的に進める。また、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促すことで受診者確保に取り組む。 ④事業者健診データ取得を効率的に進めるため、外部業者を活用する。また、労働局・栃木県との連名通知による勧奨や、社会保険労務士会等関係団体の協力を得て、事業所に対する働きかけを促進する。 ⑤被扶養者の特定健診に関しては、市町の集団健診を最大限に活用 	<p>■ KPI：生活習慣病予防健診実施率 35.6% 事業者健診データ取得率 0.5% 被扶養者の特定健診受診率 11.6%</p> <p>●被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：217,717 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 35.6% (実施者数：77,399 人) ・事業者健診データ 取得率 0.5% (取得数：1,184 件) <p>●被扶養者（受診対象者数：59,463 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 11.2% (実施者数：6,908 人) <p>※9 月処理分までの速報値</p> <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ②年度初めに発送する健診案内に支部独自のパンフレットを同封し、事業所・加入者の方がわかりやすいよう工夫をした。 ③（生活）健診機関ごとに目標を設定し、目標を上回った場合にインセンティブを支払うことで健診機関による積極的な受診勧奨を促した。（39 機関中 30 機関がこの事業に参加中。） ④平成 30 年度よりも早く、健診機関へデータ作成を依頼し、提出が無い健診機関へは催促をするなど、進捗管理を徹底した。 ⑤市町の集団健診を最大限に活用できるよう、年度初めに発送した受

	具体的施策等	実施状況
	<p>できるよう、市町毎の健診日程を周知したり、年度末に市町との合同健診を設けたりするなどして行政と連携した事業を展開する。また、支部独自の集団健診（オプション健診）の場を県内全域をカバーするように設け、特に未受診者の多い地域に提供することで受診者アップを図る。</p> <p>⑥健診データを活用し、地域や業種等の特性に合わせた効率的な受診勧奨を行う。</p> <p>(2) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>■ KPI：特定保健指導の実施率を 20.5%以上とする</p> <p>●被保険者（受診対象者数：29,564人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 21.2% （実施見込者数：6,268人） （内訳）協会保健師実施分 12.0% （実施見込者数：3,548人） アウトソース分 9.2% （実施見込者数：2,720人） <p>●被扶養者（受診対象者数：1,451人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 6.0%（実施見込者数：87人） （内訳）協会保健師実施分 3.0% （実施見込者数：43人） アウトソース分 3.0% （実施見込者数：44人） 	<p>診券に、市町毎の健診日程表を同封して案内した。</p> <p>（被扶養者）支部主催の集団健診を 21 回実施。一会場の受診者が増えるよう効果的な案内するよう工夫した。</p> <p>⑥平成 30 年度の健診データから、市町ごとの受診状況を集計し、未受診者数の多い宇都宮市内の対象者約 12,000 人に文書による受診勧奨を実施した。</p> <p>(2) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>■ KPI：特定保健指導の実施率 30.3%</p> <p>※8 月処理分までの速報値</p> <p>※分母にあたる対象者数が未確定のため、実施率が高めになっている。</p> <p>●被保険者（受診対象者数：11,000人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 30.8%（実施者数：3,384人） （内訳）協会保健師実施分 15.3%（実施者数：1,686人） アウトソース分 15.4%（実施者数：1,698人） <p>●被扶養者（受診対象者数：297人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 14.1%（実施者数：42人） （内訳）協会保健師実施分 10.1%（実施者数：30人） アウトソース分 4.0%（実施者数：12人）

	具体的施策等	実施状況
	<p>【具体的取組み】</p> <p>①健診・保健指導を一貫して行うことができるよう、健診機関への働きかけを強化する。</p> <p>②健康経営での取組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、保健指導の効果等を示し事業所に働きかける。</p> <p>③健診当日に初回面談・初回面談の分割実施ができるよう、健診機関への働きかけを継続する。また、健診機関の保健指導担当者との研修会等を開催し情報共有とスキルアップを図る。</p> <p>④被扶養者の保健指導については、市町と連携を密にして共同での保健指導の実施や各地域での来所相談の場を設け、タイムリーな指導を行う。</p> <p>⑤保健指導未実施事業所については、保健指導の効果や取組事例が見える化した媒体を使い、指導受入れの勧奨を行う。</p> <p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <p>■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする</p>	<p>【具体的取組み】</p> <p>③今年度の保健師・管理栄養士支部内研修を「成果を上げる保健指導を実施するための知識やスキルを習得する」テーマに実施。7 月には東北大学より五十嵐先生（産業医・労働衛生コンサルタント）を招き、保健指導のロールプレイを実施。意見をいただいた。被扶養者の保健指導について、健診当日の初回面談実施を行うよう健診機関に働きかけた。</p> <p>⑤多くの対象者がいる保健指導未実施事業所を訪問し、保健指導の受け入れ勧奨を実施した。</p> <p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <p>■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 10.9%</p> <p>※平成 31 年 3 月二次勧奨実施分までの支部独自集計暫定値</p>

具体的施策等	実施状況
<p>【具体的取組み】</p> <p>①未治療者に対して医療機関への受診勧奨を行う。二次勧奨対象者への文書による受診勧奨、特定保健指導時の面談による受診勧奨等を徹底して実施する。(二次勧奨実施予定人数 1,648人)</p> <p>②糖尿病の重症化予防、糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、専門医やかかりつけ医、他の保険者と連携して効果的に事業を進める。</p> <p>③協会けんぽの取組みを提示するなどしながら医師会との連携を進め、未治療者・治療中断者への働きかけを積極的に実施する。</p> <p>(4) コラボヘルスの推進</p> <p>「健康諸表」健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズや PL 型健康度判定表を活用し、事業所の健康度の見える化を図る。また、協定・覚書を取り交わしている行政や関係団体等と連携しながら、コラボヘルスによる県民運動的な健康経営の普及促進を図る。</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①事業所の健康状態の現状を評価した「健康諸表」健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズを提供し、健康経営の普及促進を行い、更にとちぎ健康経営宣言へとつなげる。</p>	<p>【具体的取組み】</p> <p>①二次勧奨対象者への文書勧奨を滞りなく実施した。一次勧奨対象者かつ特定保健指導対象者で、保健指導を受けていない対象者に対して粘り強く案内し、保健指導の実施及び医療機関への受診を促した。積極的な受診勧奨を促すチラシを事業所へ送付すると同時に、保健師の事業所訪問時にも持参し、早期受診の大切さを訴え受診勧奨を行った。</p> <p>(4) コラボヘルスの推進</p> <p>■健康宣言事業所数 200件 (H31年度支部目標：600件)</p> <p>(H31.3末) (R1.9末)</p> <p>279件 → 434件</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①外部委託を活用した、「とちぎ健康経営宣言」の勧奨と併せた事業所への電話・訪問による勧奨の実施。</p> <p>事業期間 令和元年7月から令和2年3月</p> <p>方 法 勧奨用ダイレクトメールを送付した事業所に対して電話や訪問勧奨を実施。</p> <p>健康保険委員を委嘱している未宣言事業所に対しとちぎ健康経営宣言のリーフレットを送付した。 9月 1,258事業所</p> <p>「健康格付型バランスシート」提供 9月 2,457事業所</p>

具体的施策等	実施状況						
<p>②とちぎ健康経営宣言後、事業所の取り組みのサポートを行い、1年間の取り組み実施後、評価指標となる「PL型健康度判定表」を提供する。判定結果に基づき、次の1年間の取り組みを決定するとともに、優秀な事業所には経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」へのエントリーを促す。</p> <p>③健康経営に関する連携協定・覚書を締結している行政や関係団体等と協働して、健康経営普及促進に向けたセミナーや説明会等を実施する。</p> <p>④栃木県や市町と共同し共通の評価指標を活用した、新たな認定制度等の「インセンティブ」を加入事業所及び加入者が利用することができる仕組みを検討する。</p>	<p>②「PL型健康度判定表」提供 145事業所（9月末現在） とちぎ健康経営宣言事業所を対象に、健康経営優良法人2020の申請にかかる案内を送付した。（8月） 350事業所</p> <p>③生命保険、損害保険会社の機動力を活用</p> <table border="1" data-bbox="1182 520 2038 853"> <tr> <td data-bbox="1182 520 1350 687">締結団体</td> <td data-bbox="1350 520 2038 687"> アクサ生命保険株式会社宇都宮支社 住友生命保険相互会社栃木支社 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社栃木支社 東京海上日動火災保険株式会社栃木支店 三井住友海上火災保険株式会社栃木支店 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 687 1350 754">目的</td> <td data-bbox="1350 687 2038 754"> 栃木県内事業所へ、支部が実施する「健康経営の普及促進」事業の周知・広報等を行い「健康経営」に取り組む事業所の拡充を図ることを目的 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 754 1350 853">連携・協力事項</td> <td data-bbox="1350 754 2038 853"> (1) 適用事業所への「健康経営」の周知・広報に関すること。 (2) 「健康経営」の普及推進にかかるセミナー等の開催に関すること。 (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。 </td> </tr> </table> <p>健康経営に関する説明会の実施 6月7日 宇都宮西社会保険委員会総会にて支部長が講演 6月27日 大田原商工会議所議員総会にて講演</p> <p>④栃木県と共同した「認定制度」等の創設 <「とちぎ健康経営事業所認定制度」創設> 栃木県、健康保険組合連合会栃木連合会とともに、栃木県版健康経営認定制度「とちぎ健康経営事業所認定制度」を創設。 <認定制度と連携した表彰制度（健康経営部門）> 「健康長寿とちぎづくり表彰制度」令和元年度開始 健康長寿とちぎづくり推進県民会議会長表彰（栃木県知事）</p>	締結団体	アクサ生命保険株式会社宇都宮支社 住友生命保険相互会社栃木支社 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社栃木支社 東京海上日動火災保険株式会社栃木支店 三井住友海上火災保険株式会社栃木支店	目的	栃木県内事業所へ、支部が実施する「健康経営の普及促進」事業の周知・広報等を行い「健康経営」に取り組む事業所の拡充を図ることを目的	連携・協力事項	(1) 適用事業所への「健康経営」の周知・広報に関すること。 (2) 「健康経営」の普及推進にかかるセミナー等の開催に関すること。 (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
締結団体	アクサ生命保険株式会社宇都宮支社 住友生命保険相互会社栃木支社 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社栃木支社 東京海上日動火災保険株式会社栃木支店 三井住友海上火災保険株式会社栃木支店						
目的	栃木県内事業所へ、支部が実施する「健康経営の普及促進」事業の周知・広報等を行い「健康経営」に取り組む事業所の拡充を図ることを目的						
連携・協力事項	(1) 適用事業所への「健康経営」の周知・広報に関すること。 (2) 「健康経営」の普及推進にかかるセミナー等の開催に関すること。 (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。						

具体的施策等	実施状況
<p>⑤マスコミへの情報提供により、各種メディアを通じた健康経営の普及促進を図る。</p> <p>⑥事業所が実践している健康経営に関する取組の事例集を活用する等して、取組みを横展開することで健康経営の普及促進を図る。</p> <p>⑦とちぎ健康経営宣言を実践している事業所に対し、健康経営推進のためのフォローアップとして身体活動量増加セミナー等、運動支援を外部委託により実施することで、事業所の健康づくりの取組みの質の向上を図る。</p> <p>⑧とちぎ健康経営宣言事業等の取組みを評価するため、健康づくりに関するアンケートを実施する。また、アンケート及び健診結果等を集計し効果を検証する。</p> <p>3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 (1) 医療保険制度や医療保険の財政状況、健診受診等を通じた個人の健康維持の必要性について、加入者・事業主に十分理解していただくため、引き続き分かりやすくタイムリーな情報発信に努めていく。</p>	<p>⑤栃木県版健康経営認定制度の創設について、地元紙の下野新聞から取材があり、記事が掲載された。 8月18日 下野新聞 第1面 8月29日 下野新聞 論説</p> <p>⑥平成30年度に作成した健康経営事例集を、健康経営普及促進に向けた各種セミナー・説明会において配布した。</p> <p>⑦とちぎ健康経営宣言事業所に対し、「運動セミナー」を実施。 (7月～11月予定) セミナー案内文書と受働喫煙対策義務化の案内チラシをセットにし、とちぎ健康経営宣言事業所に発送。(6月) 290事業所</p> <p>⑧とちぎ健康経営宣言事業所を対象に、健康づくりに関する取組み状況アンケートを実施した。 6月7日発送 279事業所 回答数 145件(回収率52.0%) アンケート回答事業所には「PL型健康度判定表」を提供した。</p> <p>3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p>

具体的施策等	実施状況												
<p>■ KPI: 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①定期広報紙（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ）を活用し、医療保険制度等の広報を実施することで、加入者の制度や財政状況の理解を促進する。</p> <p>②YouTube 広告、テレビ、ラジオを活用し、インセンティブ制度等について周知を行うことで、加入者の制度理解の促進を図る。</p> <p>③ホームページ、メールマガジン等の内容の充実を図る。</p> <p>④メールマガジンの登録件数の拡大を図る。</p> <p>⑤商工会議所等、関係団体の機関誌への広報記事定期掲載を促進する。</p> <p>⑥年金事務所と連携した研修会や説明会を実施する。また、関係団体等が開催するセミナーや研修会等で、タイムリーな広報・啓発活動を実施する。</p> <p>⑦研修会等でのアンケート等で加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を広報活動に反映させる。</p>	<p>■ KPI: 本部による集計結果まち</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①広報計画に則って、各グループの情報を共有して効果的な広報を実施した。</p> <p>②FM ラジオを活用した広報 平成30年度理解度調査において浸透していない項目6テーマについて、FM ラジオを通じて加入者へ情報を提供。 放送期間 7月から12月まで 放送局 RADIOBERRY 週1回 火曜日 17:15から5分程度 演者 支部長、各担当職員 放送スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="1238 922 1957 1075"> <tr> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>健診</td> <td>保健指導</td> <td>適切な受療行動</td> <td>ジェネリック</td> <td>健康経営</td> <td>保険料率</td> </tr> </table> <p>④外部委託を活用した、「とちぎ健康経営宣言」の勧奨と併せた事業所への電話・訪問による勧奨の実施。 事業期間 令和元年7月から令和2年3月 方法 勧奨用ダイレクトメールを送付した事業所に対して電話や訪問勧奨を実施。</p> <p><広報媒体> とちぎテレビ「とちテレニュースLIFE」内「協会けんぽインフ</p>	7月	8月	9月	10月	11月	12月	健診	保健指導	適切な受療行動	ジェネリック	健康経営	保険料率
7月	8月	9月	10月	11月	12月								
健診	保健指導	適切な受療行動	ジェネリック	健康経営	保険料率								

具体的施策等	実施状況																						
<p>(2) 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。</p> <p>■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 48.0%以上とする</p>	<p>オメーション」 (毎月第3木曜日) (4~9月、6回放映) 機関誌「協会けんぽとちぎ」 (健康保険委員対象、毎月発行) (4~9月、6回発行) 社会保険とちぎ (社会保険協会発行、偶数月掲載) (4~9月、3回発行) 納入告知書同封チラシ (日本年金機構、毎月) (4~9月、6回発行) メールマガジン「栃の葉ヘルシーメール」 (毎月) (4~9月、6回配信) ホームページ</p> <table border="1" data-bbox="1211 727 1704 1126"> <thead> <tr> <th>主な広報内容</th> <th>掲載数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インセンティブ制度</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>傷病手当金・高額療養費</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>健診・特定保健指導</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>健康経営</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>保険料率</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>扶養再確認</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>重症化予防</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>健康保険委員</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ジェネリック医薬品</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>メルマガ</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 (カバー率) 39.6% (H30.9末) (H31.3末) (R1.9末) 43.2% → 43.6% (支部集計値)</p>	主な広報内容	掲載数	インセンティブ制度	11	傷病手当金・高額療養費	8	健診・特定保健指導	7	健康経営	4	保険料率	4	扶養再確認	3	重症化予防	3	健康保険委員	3	ジェネリック医薬品	2	メルマガ	2
主な広報内容	掲載数																						
インセンティブ制度	11																						
傷病手当金・高額療養費	8																						
健診・特定保健指導	7																						
健康経営	4																						
保険料率	4																						
扶養再確認	3																						
重症化予防	3																						
健康保険委員	3																						
ジェネリック医薬品	2																						
メルマガ	2																						

	具体的施策等	実施状況
	<p>【具体的取組み】</p> <p>①健康保険委員向け定期広報紙（協会けんぽとちぎ）を作成し送付する。</p> <p>②年金機構と連携し年金委員・健康保険委員の合同研修会を開催する。また、申請書の提出先や記入例を掲載した「協会けんぽのしおり」を作成配布し、健康保険委員の健康保険制度の理解を促進する。</p> <p>③新規適用事業所や一定規模以上の事業所への文書、電話及び訪問による健康保険委員の委嘱勧奨を行う。</p> <p>④健康格付型バランスシート提供事業所及びとちぎ健康経営宣言事業所への健康保険委員の委嘱勧奨を行う。</p>	<p>・健康保険委員委嘱者数 (H31.3 末) (R1.9 末) 2,245 人 → 2,364 人</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①健康保険委員向け広報紙の送付 健康保険委員に毎月郵送で広報誌を送付した。 発行部数 約 2,187 件／月 支部ホームページにて健康保険委員募集の広報を実施した</p> <p>②令和元年度社会保険事務説明会 日本年金機構との共催により 11 会場で開催した。 期 間 6 月 21 日から 6 月 28 日 参加者数 1,441 人</p> <p>③日本年金機構が実施している、新規適用事業所への説明会等で登録勧奨を行った。 事業所数 50 件 新規適用事業所へダイレクトメールにより登録勧奨を行った。 事業所数 1,004 件 外部委託を活用した、「とちぎ健康経営宣言」の勧奨と併せた事業所への電話・訪問による勧奨の実施。 事業期間 令和元年 7 月から令和 2 年 3 月 方法 勧奨用ダイレクトメールを送付した事業所に対して電話や訪問勧奨を実施。</p>

具体的施策等	実施状況
<p>4. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。 <p>■ KPI：協会けんぽ栃木支部のジェネリック医薬品使用割合を78.5%以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①栃木県保険者協議会において中心的な役割を担って、関係団体との連携によるイベント等を活用しながら広報を実施する。 ②栃木県薬剤師会等と連携し、イベントで栃木県薬剤師会と連名のジェネリック医薬品希望と印字したお薬手帳カバーを配布する等、地域における積極的な啓発活動を実施する。 ③ジェネリック医薬品希望シールを新規適用事業所に送付し、また、各種研修会やセミナー等で配布する。 ④ジェネリックカルテやジェネリック医薬品使用割合等のデータを用い、取り組み重点地域や優先順位、支部の課題を把握する。 	<p>4. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>■ KPI：栃木支部ジェネリック医薬品使用割合 75.4% (R1.5末)</p> <p>●ジェネリック医薬品自己負担軽減通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木支部 令和元年度1回目(8月) 52,467件発送 ＜平成30年度 2回分＞ 発送件数 97,012件 切り替え率 29.9% <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ②栃木県薬剤師会とお薬手帳カバーを連名で作成、薬局訪問者へ配布した。 期間 9月30日から配布開始 配布薬局数 745薬局 ③社会保険事務説明会、新規適用事業所説明会等において、ジェネリック医薬品の希望シールと小冊子を配布。 配布部数 1,491部 ④ジェネリック情報提供ツール及びデータブックのデータを用い、取り組み重点機関を選出し、優先順位、支部の課題を把握した。重点とした医療機関に訪問しヒアリング・働きかけを行った。 訪問時期 9月から 訪問件数 7薬局(9月末)

具体的施策等	実施状況
<p>⑤ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ文書勧奨・訪問による働きかけを行う。</p> <p>また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め3者連名で送付することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><ジェネリック医薬品使用割合の測定方法の変更について></p> <p>平成30年度末より厚労省（保険局適化室）が全ての保険者別の使用割合を公表することとなり、対象データはNDBデータから医科、DPC、歯科、調剤レセプトから集計します。</p> <p>このため、協会でも調剤レセプトのみではなく、医科、DPC、歯科、調剤レセプトを集計した使用割合を、<u>支部業績評価やインセンティブについても、令和元年度から医科、DPC、歯科、調剤レセプトを集計した使用割合を評価指標としています。</u></p> </div> <p>5. インセンティブ制度の本格導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から導入した制度であり、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 <p>【具体的取組み】</p> <p>①インセンティブ制度について支部広報誌、マスメディア等を活用し周知する。</p>	<p>⑤ジェネリック医薬品のある先発医薬品の処方数量が一定以上の医療機関に対しジェネリック情報提供ツールを送付し、文書勧奨を行った。</p> <p>発送日 6月28日</p> <p><病院・診療所（院外処方）></p> <p>495 機関 栃木県保健福祉部長、栃木支部長の連名</p> <p><病院・診療所（院内処方）></p> <p>217 機関 栃木県保健福祉部長、栃木支部長の連名</p> <p><薬局></p> <p>518 薬局</p> <p>栃木県保健福祉部長、栃木県薬剤師会会長、栃木支部長の連名</p> <p>5. インセンティブ制度の本格導入</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①とちぎテレビ「協会けんぽインフォメーション」、RADIOBERRY「知ってる？協会けんぽ！」において、インセンティブ制度の5つの評価指標について月替わりで取り上げ、丁寧な周知広報を行った。（4月～9月）</p> <p><他、支部広報等></p> <p>4月：社会保険とちぎ、納入告知書同封チラシ、</p>

具体的施策等	実施状況														
<p>6. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <p>(1) 意見発信のための体制の確保</p> <p>(2) 医療費データ等の分析</p> <p>(3) 外部への意見発信や情報提供</p> <p>■ KPI: 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議へ被用者保険者の参加率を100%とする 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①医療提供体制等に係る意見発信を行うため、他の被用者保険者との連携を図り、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を引き続き100%とする。</p> <p>②協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。</p> <p>③地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</p> <p>④医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p>	<p>協会けんぽとちぎ、メールマガジン</p> <p>7月: メールマガジン</p> <p>■ KPI: 地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率 100%</p> <table border="1" data-bbox="1182 568 2042 1139"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 568 1688 668">調整会議名</th> <th data-bbox="1688 568 2042 668">参画状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 668 1688 786">栃木県北福祉センター協議会地域医療構想部会</td> <td data-bbox="1688 668 2042 786">企画総務部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 786 1688 858">県西地域医療構想調整会議</td> <td data-bbox="1688 786 2042 858">企画総務部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 858 1688 930">宇都宮地域医療構想調整会議</td> <td data-bbox="1688 858 2042 930">支部長、健康保険組合連合会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 930 1688 1002">県東地域医療構想調整会議</td> <td data-bbox="1688 930 2042 1002">支部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1002 1688 1074">県南地域医療構想調整会議</td> <td data-bbox="1688 1002 2042 1074">健康保険組合連合会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1074 1688 1139">両毛地域医療構想調整会議</td> <td data-bbox="1688 1074 2042 1139">健康保険組合連合会</td> </tr> </tbody> </table> <p>①関係審議会への参画状況</p> <p>6/11 第1回栃木県地域医療構想調整会議(支部長)</p> <p>6/24 栃木県医療審議会病床整備部会</p> <p>6/24 第1回宇都宮地域医療構想調整会議(支部長)</p> <p>7/23 第1回栃木県医療介護総合確保推進協議会(支部長)</p> <p>8/9 第1回県東地域医療構想調整会議(支部長)</p>	調整会議名	参画状況	栃木県北福祉センター協議会地域医療構想部会	企画総務部長	県西地域医療構想調整会議	企画総務部長	宇都宮地域医療構想調整会議	支部長、健康保険組合連合会	県東地域医療構想調整会議	支部長	県南地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会	両毛地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会
調整会議名	参画状況														
栃木県北福祉センター協議会地域医療構想部会	企画総務部長														
県西地域医療構想調整会議	企画総務部長														
宇都宮地域医療構想調整会議	支部長、健康保険組合連合会														
県東地域医療構想調整会議	支部長														
県南地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会														
両毛地域医療構想調整会議	健康保険組合連合会														

	具体的施策等	実施状況
		<p>県内 9 市の国民健康保険運営協議会に委員として参画</p> <p>④<地域医療構想シンポジウム></p> <p>地域医療の現状を県民に周知するため「地域医療構想シンポジウム」を栃木県医師会と共催で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 令和元年 5 月 28 日（火）14 時 00 分～16 時 30 分 ・会場 とちぎ健康の森（宇都宮市駒生町 3337-1）大会議室 ・来賓 栃木県保健福祉部長 森澤 隆 氏 ・内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基調講演 「地域医療構想の進捗状況」 講師：一般社団法人栃木県医師会長 太田 照男 氏 (2) パネルディスカッション「地域医療構想について考える」 パネリスト：栃木県保健福祉部保健医療監 海老名 英治 氏 栃木県医師会常任理事 長谷川 親太郎 氏 全国健康保険協会栃木支部 宮崎 務 支部長 コーディネーター：学校法人国際医療福祉大学 総合教育センター長 金野 充博 教授 (栃木支部評議会議長) <p><新聞掲載となった意見発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度理解度調査について、支部長が下野新聞の取材を受け、栃木支部加入者の「医療のかかり方」に関する理解が浸透していないことについて記事が掲載された。 掲載紙 下野新聞 1 面 雷鳴抄 掲載日 7 月 29 日 ・レセプトデータ等を活用した分析結果についてプレスリリースを行

	具体的施策等	実施状況
		<p>い、企画総務部長が下野新聞の取材を受け、栃木支部加入者の人工透析患者率が全国4位であること等について記事が掲載された。</p> <p>掲載紙 下野新聞 3面 掲載日 9月18日</p>
<p>3. 組織体制関係</p>	<p><基本方針> 保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</p> <p>1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準人員設定の趣旨及び内容等を支部職員一人一人が十分理解し、組織体制を整え保険者機能の一層の発揮に向けた支部運営を実施する。 <p>2. 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>3. OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外部講座など、職員の研修機会を確保する。 ②通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成す 	<p>1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部内で毎週金曜日に行われる経営会議において、本部の施策の確認や各グループからの報告・連絡・相談を適時に協議し、日々の業務遂行のガバナンスを確保している。また、隔週金曜に、企画保健合同進捗会議を実施し、目標管理の徹底を図っている。 <p>2. 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度により目標の設定・管理を行い、人事評価制度の「透明性」「公平性」「納得性」を高めるため、管理者（評価者）と職員との十分なコミュニケーションを図っている。 <p>3. OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 新入職員入社（2名）のOJT研修を実施。 支部内研修を実施し、情報の共有化や職員のスキルアップを図っ

	具体的施策等	実施状況
	<p>る。</p> <p>③プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材の早期育成を図る。</p> <p>④支部内人事ローテーションを実施する。</p> <p>4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①調達見込み額が100万円を超える調達案件は一般競争入札に付し、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けなどを実施し、一者応札案件の減少に努める。</p> <p>②消耗品のWeb発注を活用した適切な在庫管理を図る。</p> <p>③事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実）を図る。</p> <p>④調達審査委員会に付す調達案件については、調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性など調達、予算執行の適切な管理を行う。</p>	<p>た。</p> <p>4月：栃木支部全体会議</p> <p>6月：個人情報保護・コンプライアンス研修</p> <p>4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>■KPI：0件、前年度以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節電対策として、空調の徹底管理、照明の定時点灯・消灯、プリンタの制限、ノー残業デー週2回実施。 <p>①一般競争入札により、競争原理を働かせ、調達にかかる経費をより安価な価格で調達を行った。</p> <p>②消耗品のWeb発注を活用し、適切な在庫管理を行った。</p> <p>③消耗品回収ボックスを活用したリサイクルコーナーの充実。</p> <p>④調達審査委員会の開催。</p>

	具体的施策等	実施状況
	<p>⑤調達結果は、ホームページにおいて公表し、透明性の確保に努める。</p> <p>5. コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 <p>6. リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、※CSIRT(Computer Security Incident ResponseTeam)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。 	<p>⑤調達結果はホームページにおいて公表済。</p> <p>5. コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修の実施（6月） 内容：コンプライアンス相談窓口について 良好な職場環境について ・コンプライアンス委員会の開催（8月 2回） 内容：本部監査結果に対する改善策について 懲戒処分等について <p>6. リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ自己点検結果に基づく再点検の実施（9月） ・個人情報保護研修の実施（6月） 内容：改正個人情報保護法について 協会けんぽにおける個人情報保護について 情報セキュリティインシデント発生時の対応について

※CSIRT(Computer Security Incident Response Team)…情報セキュリティインシデント発生時の対応を専任する体制として 28 年 9 月に本部内に設置しています。